

鳥羽清港会会則

(名称)

第一条 本会は、鳥羽清港会（以下「本会」という。）と称し、事務局を鳥羽市役所環境課内に置く。

(目的)

第二条 本会は、鳥羽市内の港湾、漁港及び河川等（以下「港湾等」という。）の清掃・美化を図り、海水の汚濁防止等環境衛生の向上に資することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾等の清掃、美化
- (2) 港湾等の環境保全に関する啓発・普及
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員の資格)

第四条 本会の会員たる資格を有するものは、第二条の趣旨に賛同する個人、団体及び法人とする。

(入会)

第五条 本会に入会しようとするものは、会長に入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第六条 本会を退会しようとする会員は、退会届を提出するものとする。

(届け出)

第七条 会員は、その氏名及び名称並びに住所及び所在に変更があった場合には、遅滞なく会長に届けなければならない。

(役員)

第八条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長及び副会長は、総会において会員の中から選任する。

3 理事及び監事は、総会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。

(役員任期)

第九条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第十条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第十一条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な会務に関し、会長の諮問に応じる。

(総会)

第十二条 総会は、本会の活動を推進するため、年1回開催する。ただし、会長及び理事会が必要と認めたとき、また4分の1以上の会員の請求があったときは、臨時に総会を開催する。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会は、会員の3分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会を、やむを得ない事情で開催できず、出席者の議決を行うことができない場合において、会長の判断により書面による決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第十三条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他会長又は理事会において必要と認めた事項

(事業年度及び会計)

第十四条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第十五条 会員は、1口1千円の会費を納めなければならない。

- 2 会費の口数の上限を、10口までとする。
- 3 特別な事情がある場合は、総会の議決により会費を減免することができる。

(附則)

- 1 本会会則は、平成10年6月25日より実施する。
- 2 本会則の施行前に、従前の会則に基づいてなされた行為は、本会則に基づいてなされたものとする。

(附則)

- 1 本会会則は、平成21年4月1日より実施する。

(附則)

- 1 本会会則は、令和2年7月1日より実施する。

(附則)

- 1 本会会則は、令和3年7月1日より実施する。